

第1回次期総合振興計画（区の将来像）に係る岩槻区検討懇話会

次 第

日 時 平成30年12月4日（火）

午前10時から

場 所 岩槻区役所 第1会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 出席者紹介
- 4 座長及び職務代理の選出
- 5 意見交換
 - (1) 岩槻区における「課題」と「将来への期待」について
 - (2) 岩槻区の将来像・まちづくりのポイントについて
 - (3) 岩槻区の将来像の見直しについて
- 6 閉会

【当日配付資料】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 次期総合振興計画（区の将来像）に係る岩槻区検討懇話会設置要綱
- ・ 次期総合振興計画（区の将来像）に係る岩槻区検討懇話会傍聴要領
- ・ 2020さいたま希望のまちプランの構成

【事前配布資料】

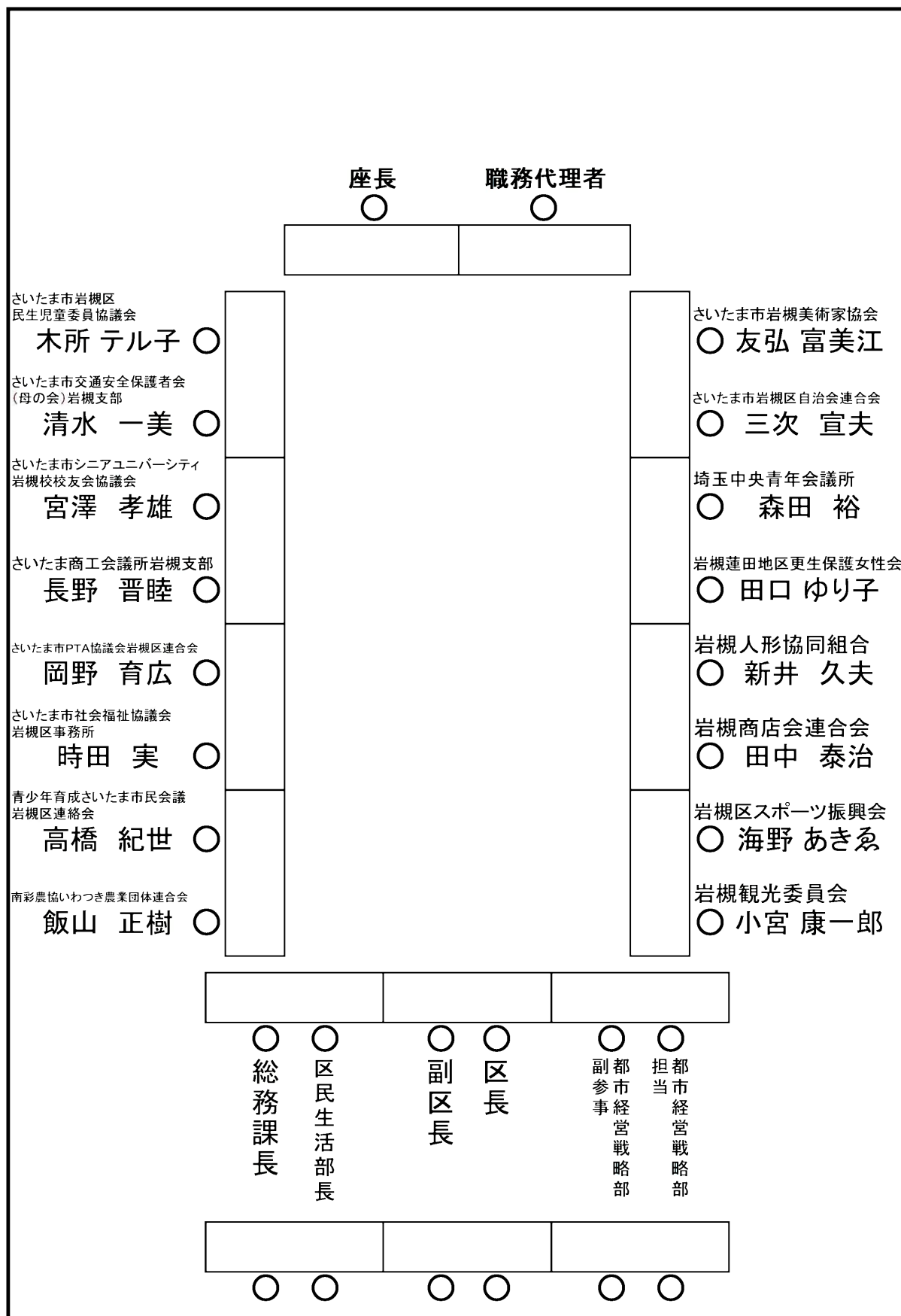
- ・ 資料1 岩槻区の将来像・まちづくりのポイント
- ・ 資料2 岩槻区の将来像の検討に向けたこれまでの取組及び市民意見

次期総合振興計画（区の将来像）に係る岩槻区検討懇話会委員名簿

	団体名	氏名
1	岩槻観光委員会	小宮 康一郎
2	岩槻区スポーツ振興会	海野 あきゑ
3	岩槻商店会連合会	田中 泰治
4	岩槻人形協同組合	新井 久夫
5	岩槻蓮田地区更生保護女性会	田口 ゆり子
6	公益社団法人埼玉中央青年会議所	森田 裕
7	さいたま市岩槻区自治会連合会	三次 宣夫
8	さいたま市岩槻美術家協会	友弘 富美江
9	さいたま市岩槻区民生児童委員協議会	木所 テル子
10	さいたま市交通安全保護者会（母の会）岩槻支部	清水 一美
11	さいたま市シニアユニバーシティ岩槻校校友会協議会	宮澤 孝雄
12	さいたま商工会議所岩槻支部	長野 晋睦
13	さいたま市PTA協議会岩槻区連合会	岡野 育広
14	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会岩槻区事務所	時田 実
15	青少年育成さいたま市民会議岩槻区連絡会	高橋 紀世
16	南彩農協いわつき農業団体連合会	飯山 正樹

（五十音順）

次期総合振興計画(区の将来像)に係る岩槻区検討懇話会 席 次



次期総合振興計画（区の将来像）に係る岩槻区検討懇話会設置要綱

（設置）

第1条 さいたま市の次期総合振興計画の策定に向けた検討に当たり、岩槻区の将来像（現行基本計画第4部に該当する部分をいう。以下同じ。）について、岩槻区において活動する各種団体から意見を聴くため、次期総合振興計画（区の将来像）に係る岩槻区検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 懇話会の委員は、岩槻区において活動する各種団体の代表者等20名以内とする。

（座長）

第3条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、委員のうちから座長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 懇話会の会議の議長は、座長とする。

- 2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見若しくは説明を聴くため出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第5条 懇話会の会議は、原則公開とする。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、岩槻区役所区民生活部総務課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月27日から施行し、平成31年3月31日に効力を失う。

次期総合振興計画（区の将来像）に係る岩槻区検討懇話会傍聴要領
（趣旨）

第1条 この要領は、次期総合振興計画（区の将来像）に係る岩槻区検討懇話会（以下「懇話会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続等）

第2条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下この項において同じ。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、会議の開催当日、開催場所において、開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。

3 傍聴の定員数は6人とし、傍聴を予定する者の決定は、原則として抽選により行う。

4 第1項の傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

（報道関係者の傍聴に係る手続等）

第3条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ座長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者

- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、座長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場等)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、座長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

- 2 傍聴人は、会議において会議非公開の議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴人への会議資料の提供)

第7条 審議会は、傍聴人に会議資料を提供するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年11月27日から施行する。

傍 聴 券

次期総合振興計画（区の将来像）に係る岩槻区検討懇話会

注1 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。

2 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。

【傍聴することができない者】

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

【傍聴人の守るべき事項】

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
 - (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - (4) 撮影又は録音をしないこと。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。
- ※ 傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。



2020 さいたま希望のまちプランの構成

基本構想（目標年次：平成 32 年度）

1 目的と期間

2 都市づくりの基本理念

- 市民と行政の協働
- 人と自然の尊重
- 未来への希望と責任

3 将来都市像

- 多彩な都市活動が展開される
東日本の交流拠点都市
- 見沼の緑と荒川の水に象徴される
環境共生都市
- 若い力の育つゆとりある
生活文化都市

4 施策展開の方向

- (1)安らぎと潤いある環境を守り育てる
- (2)子育てを応援し、だれもが健やかに安心して暮らせる
- (3)一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む
- (4)人と環境に配慮した質の高い基盤をつくる
- (5)産業の活力を高め、躍動する都市づくりを進める
- (6)安全を確保し、市民生活を支える
- (7)理解を深め合い、多彩な交流を広げる

5 実現に向けて

- (1)市民と行政の協働による都市づくり
- (2)効果的で効率的な行財政運営による都市づくり
- (3)さいたま市らしさを生み出す都市づくり

後期基本計画（計画期間：平成 26 ～ 32 年度）

第1部 後期基本計画の策定に当たって

- 第1章 策定の趣旨
- 第2章 時代潮流
- 第3章 主要指標から見たさいたま市の状況
- 第4章 市民意識調査から見たさいたま市の状況
- 第5章 将来都市構造の基本的な考え方

第2部 重点戦略

～のびのびシティ さいたま市戦略～

- 1「次代を担う人材をはぐくむ都市 さいたま」の創造
- 2「高齢者が元気に活躍する都市 さいたま」の創造
- 3「イノベーションする都市 さいたま」の創造
- 4「自然と共生し、低炭素に暮らす都市 さいたま」の創造
- 5「みんなで安全を支える都市 さいたま」の創造

第3部 分野別計画

- 第1章 環境・アメニティの分野
- 第2章 健康・福祉の分野
- 第3章 教育・文化・スポーツの分野
- 第4章 都市基盤・交通の分野
- 第5章 産業・経済の分野
- 第6章 安全・生活基盤の分野
- 第7章 交流・コミュニティの分野

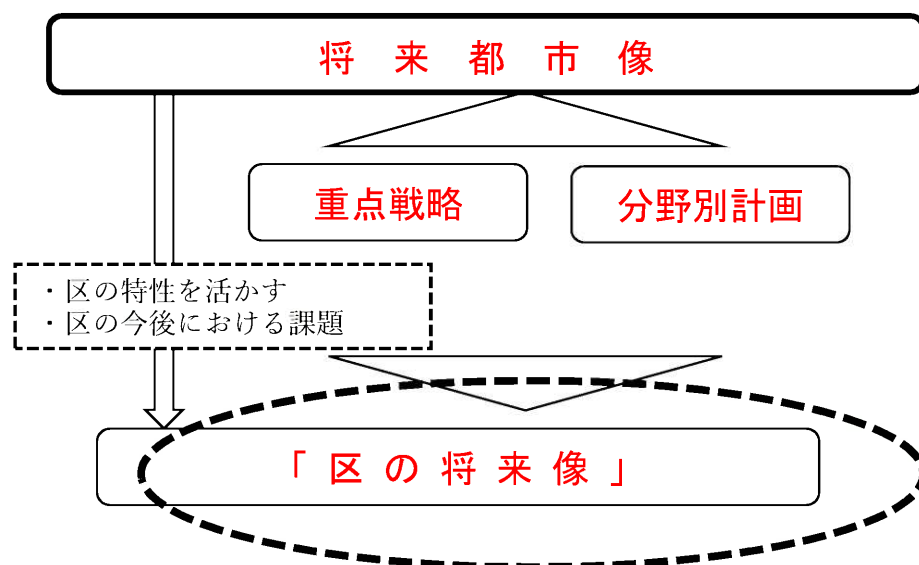
第4部 各区の将来像

西区 北区 大宮区 見沼区 中央区
桜区 浦和区 南区 緑区 岩槻区

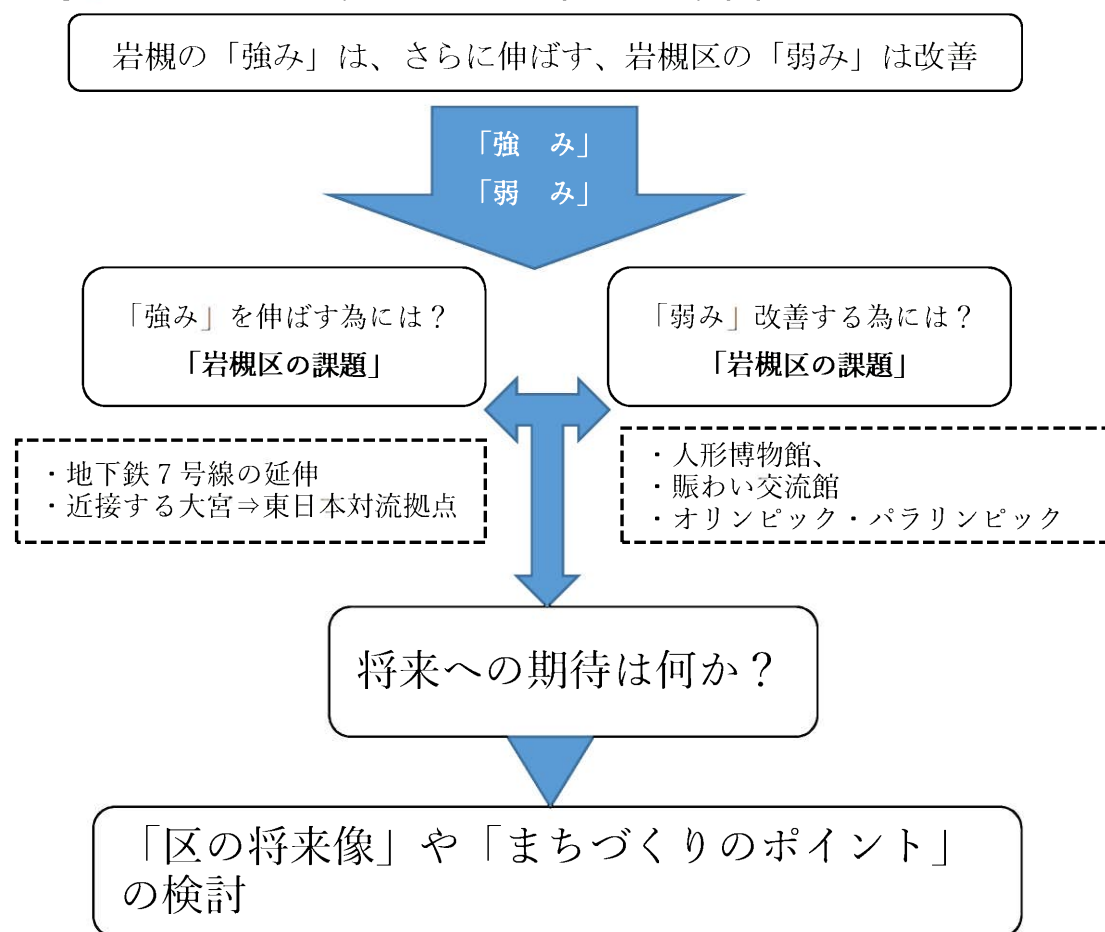
第5部 計画推進の基本的な考え方

- 第1章 市民と行政の協働
- 第2章 将来を見据えた行財政運営

○「2020 さいたま希望(ゆめ)のまちプラン」構成



○身近なまちづくりは、皆さんの生活実感から、検討



岩槻区
の
将来像自然と歴史、文化を守り育て、
楽しむまち

岩槻区には豊かな緑と水辺、長い歴史を持つ神社仏閣、城下町や人形のまちとしての地域文化など、多彩な魅力があります。安心して心豊かな生活を送ることのできるまちの実現を基本に、これらの魅力を守り、生かしなが、農業や商工業、観光など産業面での新しい展開も促し、住んでいる人、訪れる人が岩槻のよさを共感できるまちづくりを進めます。



城下町岩槻鷹狩り行列（区制10周年記念事業）

まちづくりのポイント

1 多世代の参加と交流による、区民主役のまちづくり

- 住民同士のふれあいなどによる活力豊かな地域コミュニティ*の醸成
- 区民と行政が連携した地域コミュニティの活性化に必要な仕組みづくり
- 住民があらゆる分野で交流し、多様な文化を認め合い、暮らしを支え合う身近な国際交流の推進
- 区民と行政とのパートナーシップの確立、区民の主体的なまちづくり活動に対する支援などによる、区民と行政が共に考え、はぐくむまちづくりの推進
- 人形づくりや田植えなどの様々な体験を通じた、子どもの地域に対する愛着心や誇り、喜びをはぐくむ地域交流や教育の推進



岩槻まつり（ジャンボひな段）

2 地域資源を生かした、魅力とにぎわいを創出するまちづくり

- 元荒川や赤坂沼、屋敷林*・雑木林や斜面林など豊かな自然環境を守り、育てる活動の充実と、水辺と緑のネットワーク化の推進
- 子どもの頃から優れた文化芸術に触れる機会の充実、区民の多彩な文化芸術活動の促進など、豊かな文化環境づくりの推進による、個性ある地域文化の育成
- 人形をはじめとする歴史や文化に根ざした「岩槻らしさ」を磨き、発信し、都市型観光の形成に向けた受入環境の整備
- 環境に優しく、安全な食料を提供する農業の振興や観光農園、クワイ・コマツナ等農産物のブランド化の推進



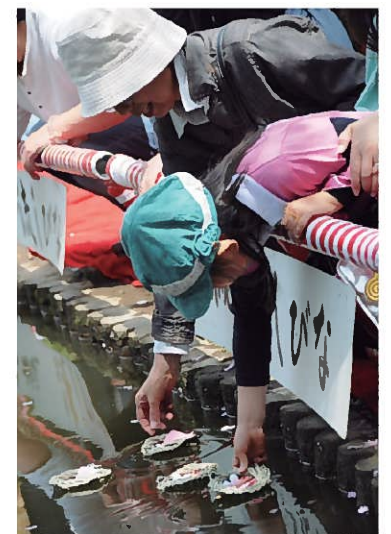
まちかど鑑めぐり



岩槻城址公園

3 生活環境の整った、安全・安心で暮らしやすいまちづくり

- 次代を担う自立した青少年の健全な育成の推進
- スポーツなど健康づくりのための機会や場所の充実
- 緑や水辺、歴史、文化が溶け合う美しい景観に恵まれた、ゆとりのある居住空間の維持、創出
- 歩行者及び自転車利用者が安心して通行できる安全なみちづくり
- 交通利便性の向上とにぎわいを創出する地下鉄7号線*の延伸促進
- 自助・共助・公助の連携による、地域防災力・防犯力の向上と高齢者や障害者、子育て世帯などが安心して暮らせる地域福祉社会の形成



流しびな「さん儀を流す来場者」

前期基本計画

自然と歴史、文化を楽しむまち

岩槻区には豊かな緑と水辺、長い歴史を持つ神社仏閣、城下町や人形のまちとしての地域文化など、多彩な魅力があります。安心して心豊かな生活を送ることのできる街の実現を基本に、これらの魅力を守り、生かしながら、農業や商工業、観光など産業面での新しい展開も促し、住んでいる人、訪れる人が岩槻のよさを共感できるまちづくりを進めます。

まちづくりのポイント

1 区民一人ひとりを尊重した、人にやさしく、ふれあいのあるまちづくり

- 住民同士の対話やふれあいを深め、若い世代も参加して地域づくり活動を展開する、活力豊かなコミュニティの醸成
- 住民があらゆる分野で交流し、多様な文化を認め合い、暮らしを支えあう身近な国際交流の推進

2 健康で安心のまちづくり

- スポーツなど健康づくりのための機会の充実と、安心して健やかな生活を営める保健・医療・福祉の環境づくりの推進
- 住民、事業所、行政が連携し、身近な地域で子育てや高齢者、障害者の自立した生活を支えあい、いつでも、どこでも安心して暮らせる地域福祉社会の形成

3 自然・歴史・文化を生かした、活力あるまちづくり

- 元荒川や赤坂沼、屋敷林・雑木林や斜面林など豊かな自然環境を守り、育てる活動の充実と、水辺と緑のネットワーク化の推進
- 区の歴史や文化にねざした「岩槻らしさ」を磨き、発信し、観光をはじめ産業振興や交流の拡大に結びつける創意ある取り組みの展開
- 優れた芸術文化に触れる機会の充実、区民の多彩な芸術文化活動の促進など、豊かな文化環境づくりの推進による、個性ある地域文化の育成
- 環境に優しく、安全な食料を提供する農業の振興、伝統産業の技を生かした新しい取り組みの拡大など地域産業の活性化

4 生活環境の整った、安全で暮らしやすいまちづくり

- 誰もが安全に歩ける人にやさしいみちづくりや自転車の走りやすい道路の整備、地下鉄7号線の延伸をはじめ公共交通の拡充など、人と環境に配慮した交通の確保
- 地域と行政が連携した防災体制の充実、市街地の安全性の向上など、災害に強いまちづくりの推進
- 緑や水辺、歴史、文化が溶け合う美しい景観に恵まれた、ゆとりのある居住空間の維持、創出

5 区民が主役のまちづくり

- 区民が気軽にまちづくりに参加できるようにするために、多様な機会や情報の提供
- 区民と行政とのパートナーシップに確立、区民の主体的なまちづくり活動に対する支援などによる、区民と行政がともに考え、はぐくむまちづくりの推進

後期基本計画

自然と歴史、文化を守り育て、楽しむまち

岩槻区には豊かな緑と水辺、長い歴史を持つ神社仏閣、城下町や人形のまちとしての地域文化など、多彩な魅力があります。安心して心豊かな生活を送ることのできるまちの実現を基本に、これらの魅力を守り、生かしながら、農業や商工業、観光など産業面での新しい展開も促し、住んでいる人、訪れる人が岩槻のよさを共感できるまちづくりを進めます。

まちづくりのポイント

1 多世代の参加と交流による、区民主役のまちづくり

- 住民同士のふれあいなどによる活力豊かな地域コミュニティの醸成
- 区民と行政が連携した地域コミュニティの活性化に必要な仕組みづくり
- 住民があらゆる分野で交流し、多様な文化を認め合い、暮らしを支え合う身近な国際交流の推進
- 区民と行政とのパートナーシップの確立、区民の主体的なまちづくり活動に対する支援などによる、区民と行政がともに考え、はぐくむまちづくりの推進
- 人形づくりや田植えなどの様々な体験を通じた、子どもの地域に対する愛着心や誇り、喜びをはぐくむ地域交流や教育の推進

2 地域資源を生かした、魅力とにぎわいを創出するまちづくり

- 元荒川や赤坂沼、屋敷林・雑木林や斜面林など豊かな自然環境を守り、育てる活動の充実と、水辺と緑のネットワーク化の推進
- 子どもの頃から優れた文化芸術に触れる機会の充実、区民の多彩な文化芸術活動の促進など、豊かな文化環境づくりの推進による、個性ある地域文化の育成
- 人形をはじめとする歴史や文化に根ざした「岩槻らしさ」を磨き、発信し、都市型観光の形成に向けた受入環境の整備
- 環境に優しく、安全な食料を提供する農業の振興や観光農園、クワイ・コマツナ等農産物のブランド化の推進

3 生活環境の整った、安全・安心で暮らしやすいまちづくり

- 次代を担う自立した青少年の健全な育成の推進
- スポーツなど健康づくりのための機会や場所の充実
- 緑や水辺、歴史、文化が溶け合う美しい景観に恵まれた、ゆとりのある居住空間の維持、創出
- 歩行者及び自転車利用者が安心して通行できる安全なみちづくり
- 交通利便性の向上とにぎわいを創出する地下鉄7号線の延伸促進
- 自助・共助・公助の連携による、地域防災力・防犯力の向上と高齢者や障害者、子育て世帯等が安心して暮らせる地域福祉社会の形成

岩槻区の将来像の検討に向けたこれまでの取組及び市民意見

～ 目次 ～

- 1 総合振興計画とは
- 2 次期総合振興計画の構成と「各区の将来像」の位置付け（案）
- 3 岩槻区の人口及び世帯の状況
- 4 岩槻区の将来像の実現に向けたこれまでの取組（平成25～30年度）
- 5 岩槻区に関する市民意見
 - (1) さいたま市総合振興計画市民ワークショップ（平成30年度）
 - (2) さいたま市民意識調査（～平成29年度）

1 総合振興計画とは

長期的な展望に基づき、

- 都市づくりの将来目標を示す
- 市政を総合的、計画的に運営するため、計画や事業の指針を明らかにする

市政運営の最も基本となる計画

○都市づくりの基本理念

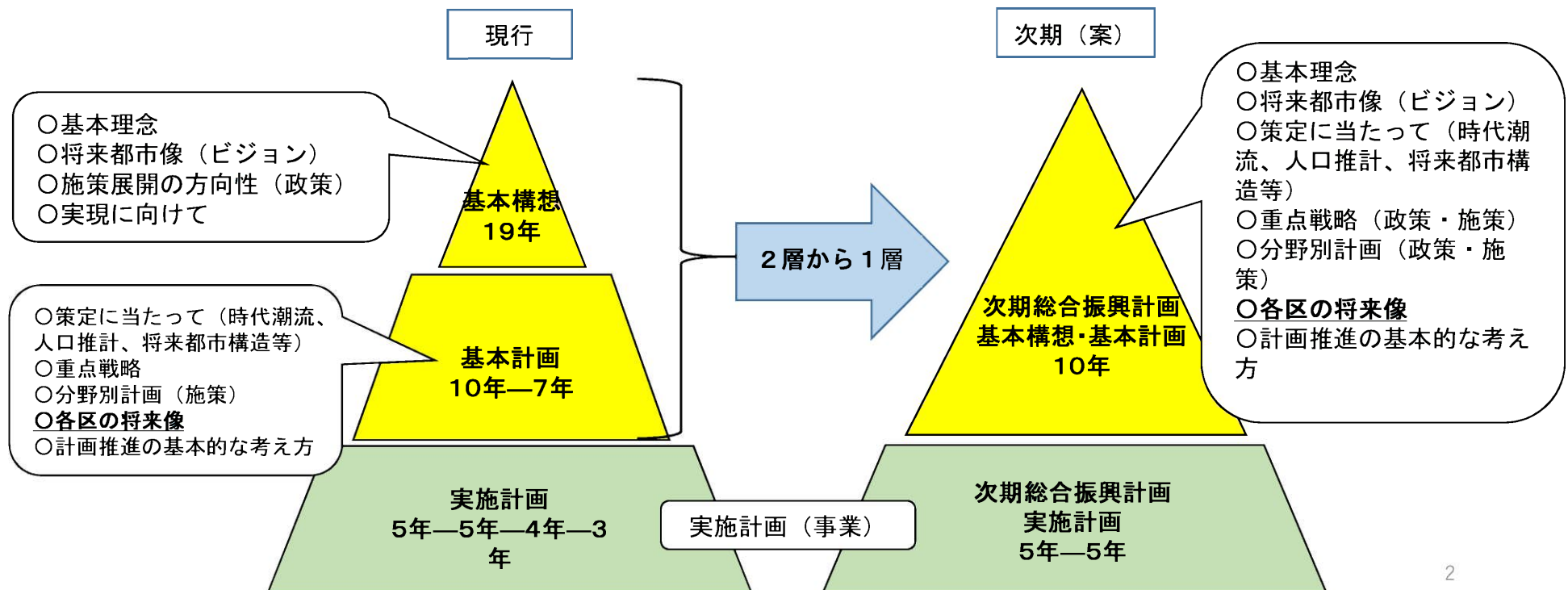
- 市民と行政の協働
- 人と自然の尊重
- 未来への希望と責任

○目指すべき将来都市像

- 多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市
- 見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市
- 若い力の育つゆとりある生活文化都市

2 次期総合振興計画の構成と「各区の将来像」の位置付け(案)

- ◆ さいたま市総合振興計画推進本部での策定基本方針の検討状況を踏まえ、現行の基本構想と基本計画を1層目にまとめ、その1層目に「各区の将来像」を位置付けます。
※さいたま市総合振興計画推進本部とは、総合振興計画を推進・策定するために設置するもので、本部会議、幹事会、プロジェクトチームから構成されるもの
- ◆ 現行の「2020 さいたま希望のまちプラン」の基本計画に位置付けている「第4部 各区の将来像」と同様に、「**地域の特性を生かし、区民に身近なまちづくりを進めるための基本的かつ大きな方向性を示すもの**」として、10区の「将来像」と「まちづくりのポイント」を掲載します。



3 岩槻区の人口及び世帯の状況

年齢別人口と構成比（H30.11.1現在）

		岩槻区	さいたま市
人口総数(単位:人)		112,175	1,301,230
内訳 (構成比・%)	14歳以下	13,004(11.6)	171,948(13.2)
	15～64歳	65,471(58.4)	832,046(63.9)
	65歳以上	33,700(30.0)	297,236(22.8)

出典：さいたま市統計

世帯数と世帯平均人数（H30.11.1現在）

	岩槻区	さいたま市
世帯数	49,962	589,948
世帯平均人数 (単位:人)	2.25	2.21

出典：さいたま市統計

4 岩槻区の将来像の実現に向けたこれまでの取組

まちづくりのポイント	これまでの主な取組	
	区取組	他局取組
1. 多世代の参加と交流による、区民主役のまちづくり	・岩槻区民やまぶきまつりを開催 ・自治会講習会を開催 ・子どもがつくるまち「ミニ岩槻」を開催 ・区の花「やまぶき」の啓発 ・ミニコンサート等を開催	
2. 地域資源を生かした、魅力とにぎわいを創出するまちづくり	・岩槻観光情報誌を作成 ・城下町岩槻鷹狩り行列を開催 ・城下町岩槻歴史散策を実施 ・江戸木目込人形製作体験講座を開催 ・いわつきマルシェを開催 ・健康ウォーキングの推進	・岩槻人形博物館整備事業 ・(仮称)にぎわい交流館いわつき整備事業 ・岩槻歴史街道事業
3. 生活環境の整った、安全・安心で暮らしやすいまちづくり	・交通安全施設及び道路等の緊急修繕に迅速に対応 ・高齢者や子ども等への交通安全啓発を実施 ・不法投棄防止の推進と啓発 ・子ども防災教室を開催 ・区民との協働により避難所運営訓練・図上訓練を実施 ・親子防犯教室等を開催 ・子育てはじめて応援活動を実施（子育ての悩みの情報共有・意見交換など） ・障害者支援のための「顔の見えるネットワーク会議」の充実 ・笑いを取り入れた健康体操を開催 ・生活習慣病予防のための普及・啓発活動の実施 ・少年少女サッカー教室を開催	・浦和美園・岩槻地域間成長発展事業／地下鉄7号線延伸促進事業 ・道路・街路の整備 ・認可保育所整備事業 ・河川の改修 ・農業用排水路の整備

5 岩槻区に関する市民意見

(1) さいたま市総合振興計画市民ワークショップ

良いところ（強み）

- 歴史（岩槻城址）・伝統（人形）がある
- 緑が多い
- 古い建造物が残っている
- 静かに暮らせる
- インターチェンジがある
- 豊富な地元グルメ

改善が必要なところ（弱み）

- 商店街に活気がない
- 高齢化・子どもが少ない
- 歴史や伝統のPRができていない
- 広さゆえの地域格差（交通、自然・公園、歴史）
- 駅のまわりをもっと発展させるべき

「岩槻区のまちづくりのポイント」について ～今後どういったことに重点的に取り組んでいったらよいか～

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ○岩槻の歴史を学ぶ勉強会 | ○人形をもっと売り出す |
| ○小さな道の駅（空き地の活用） | ○ランニング、ウォーキングコースの充実 |
| ○区主催の同窓会 | ○ハザードマップの回覧板での交付 |
| ○コミュニティバスの充実 | ○城の再建 |
| ○子育て支援政策 | ○定住の奨励 |

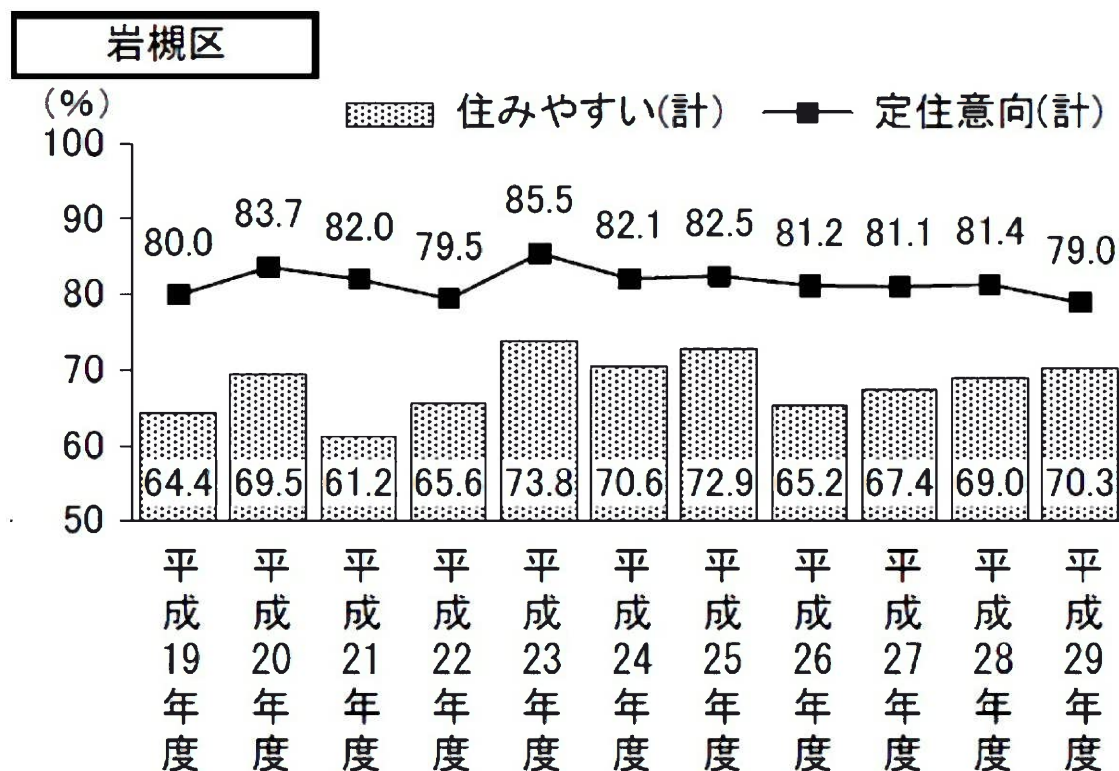
(2) さいたま市民意識調査

さいたま市市民意識調査とは・・・

広聴活動の一環として、施策に対する市民の意向等を把握し、今後の市政運営の参考とするため、市民意識を調査するもの

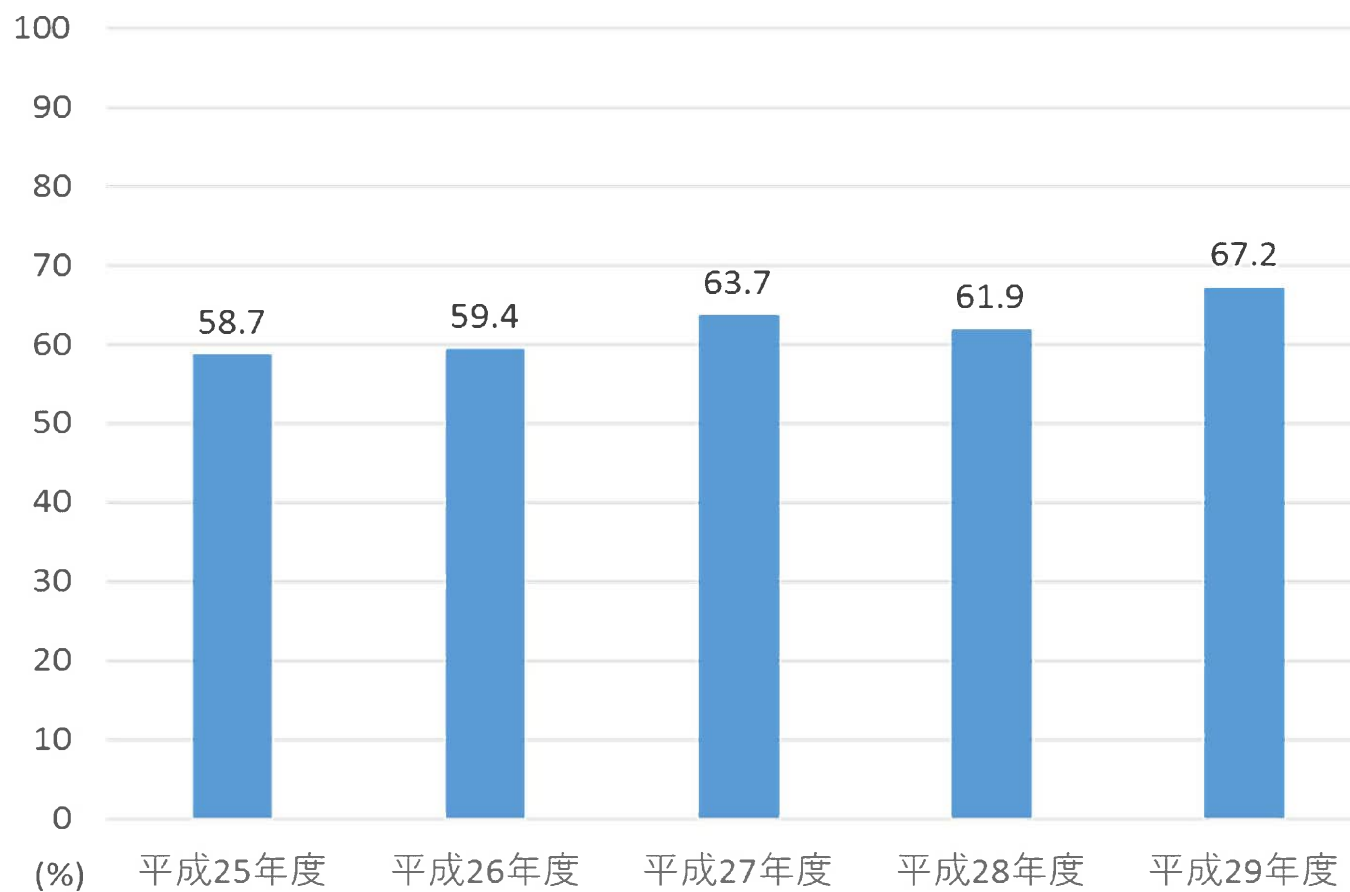
○住みやすさと定住意向

問 あなたがお住まいの「地域」の住み心地はどうですか。
あなたは、現在お住まいの地域にこれからも住みたいと思いますか。



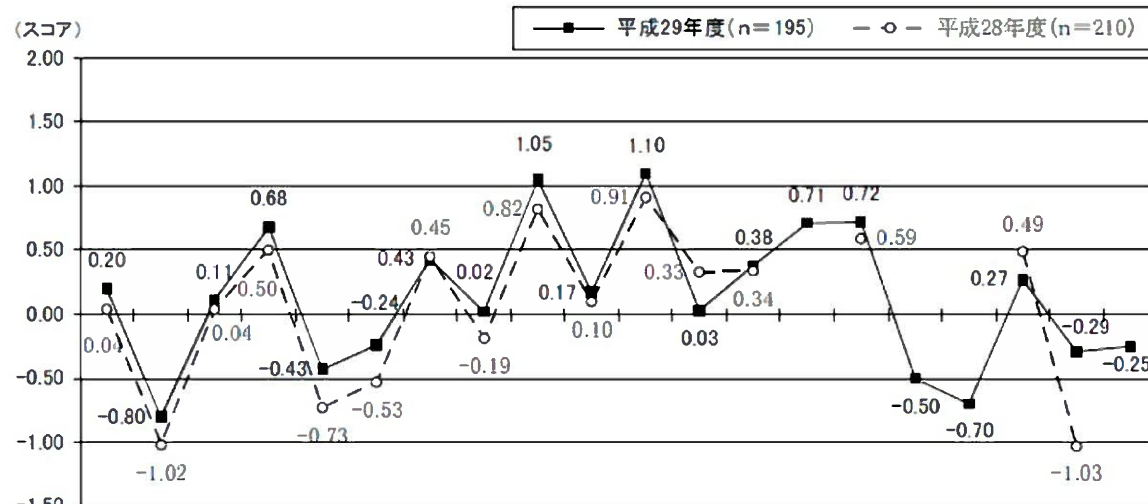
○生活満足度【岩槻区】

問 あなたは今の生活に満足していますか。



○居住地域のイメージ【岩槻区】

問 あなたはお住まいの「地域」が、どのような地域だと思いますか。



※スコアは、各項目に下記の得点を与え、回答者数で加重し、平均得点を求めたもの。

あてはまる+2、ややあてはまる+1、あまりあてはまらない-1、あてはまらない-2

岩槻区のイメージをスコアでみると、「身近に緑や自然がある」(1.10)が最も高く、次いで「自然災害による被害が少ない」(1.05)、「身近な場所で気軽に散歩や運動ができる」(0.72)、「自宅の周辺が清潔に保たれている」(0.71)の順であった。

一方、「バスの便がよい」(-0.80)、「楽しみにしている地域のイベントがある」(-0.70)、「人に勧められる名所や名物がある」(-0.50)、「趣味や学びごとをするのに不自由しない」(-0.43)が低くなっている。

平成28年度の調査結果と比較すると、全体的に増加傾向にあり、「家族や友人と楽しめる場所がある」が0.74ポイント増加している。

	【利便性】					【安心・安全】					【快適さ】					【親しみ】				
29年度	0.20	-0.80	0.11	0.68	-0.43	-0.24	0.43	0.02	1.05	0.17	1.10	0.03	0.38	0.71	0.72	-0.50	-0.70	0.27	-0.29	-0.25
28年度	0.04	-1.02	0.04	0.50	-0.73	-0.53	0.45	-0.19	0.82	0.10	0.91	0.33	0.34	-	0.59	-	-	0.49	-1.03	-

※(注記1)「趣味や学びごとをするのに不自由しない」は、平成28年度調査では「仕事や学校をいろいろ選べる」としていた。

(注記2)「自然災害による被害は少ない」は、平成28年度調査では「風水害による被害が少ない」としていた。

(注記3)「地域で災害に備えている」は、平成28年度調査では「災害時に地域で助け合える備えがある」としていた。

(注記4)「空気や川の水がきれい」は、平成28年度調査では「空気や川などの環境が守られている」としていた。

(注記5)「近所で親切な人を見かける」は、平成28年度調査では「近所に顔見知りが多い」としていた。

(注記6)「家族や友人と楽しめる場所がある」は、平成28年度調査では「家族や友人と楽しめる場所がいくつもある」としていた。